

<p>一号</p>	<p>第二十五条第六項、第二十七条第六項、第二十九条第六項又は第三十一条第六項</p>	<p>第五十条において読み替えて準用する第三十一条第六項</p>
<p>第三百三十二条第一項第二号</p>	<p>第三条第一項</p>	<p>第四十七条第一項</p>
<p>附則第十九条</p>	<p>第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百零三条第五項、第一百四十五条第五項若しくは</p>	<p>第四十八条の規定による読替え後の第九十五条第九項及び第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百三十五条第五項、第一百四十五条第五項若しくは</p>
<p>附則第二十二條第七項</p>	<p>7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却</p>	<p>7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却の請求に係る登録を除却しなければならな</p>

の請求に係る登録を除却し
なければならない。

い。

8 振替機関が、その有する特例国債について、振替受入簿の記載又は記録をする旨を決定した場合には、振替機関は、直ちに、当該決定に係る特例国債について、振替受入簿に附則第二十条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

9 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

		<p>一 国に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知</p> <p>二 機関口座の第四十八条の規定による読替え後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例国債の金額の増額の記載又は記録</p>
--	--	---

(業務移転命令の特例)

第四十九条 主務大臣は、振替機関が第二十三条各号のいずれかに該当するときは、振替業を第四十七条第一項の指定を受けた日本銀行に移転することを命ずることができる。

(営業譲渡の認可の準用)

第五十条 第三十一条の規定は、振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第四条第一項各号」とあるのは「第四十七条第三項にお

いて読み替えて準用する第四条第一項第一号及び第三号」と、同条第五項第一号中「第三条第一項各号」とあるのは「第四十七条第一項各号」と、同条第六項中「振替機関が譲受会社である」とあるのは「日本銀行が第四十七条第一項の指定を受けている」と、「第三条第一項」とあるのは「第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

「第三節 振替の効果等」を削り、第五十一条を次のように改める。

(加入者保護信託契約の締結)

第五十一条 振替機関は、第三条第一項の指定を受けた後、遅滞なく、委託者として加入者保護信託契約を締結しなければならない。ただし、当該指定を受けた場合において、既に他の振替機関によって加入者保護信託契約が締結されているときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により加入者保護信託契約を締結することを要しなくなった振替機関は、委託者として同項ただし書に規定する加入者保護信託契約を締結したものとみなす。

3 振替機関は、第一項本文の規定により加入者保護信託契約を締結したとき（前項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）は、遅滞なく、業務規程において加入者保護

信託に関する事項を定めなければならない。

第五十一条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 加入者保護信託

第一節 加入者保護信託契約

第五十二条から第五十八条までを次のように改める。

(受託者)

第五十二条 加入者保護信託契約は、信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）を受託者とすることを要するものではない。

(受益者)

第五十三条 加入者保護信託の受益者は、加入者であつて、第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する者とする。

(信託管理人の指定)

第五十四条 加入者保護信託契約においては、信託管理人を指定しなければならない。

(運営委員会の設置)

第五十五条 加入者保護信託契約においては、運営委員会を置く旨の規定を定めなければならない。

2 運営委員会の委員は、加入者保護信託の適正な運営に必要な実務経験又は学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて受託者が任免する。

(加入者保護信託契約)

第五十六条 加入者保護信託契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 加入者保護信託である旨
- 二 信託管理人に関する事項
- 三 運営委員会に関する事項
- 四 信託財産の管理及び運用に関する事項
- 五 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 六 信託財産の処分に関する事項

七 公告の方法

八 その他主務省令で定める事項

(認可)

第五十七条 振替機関は、加入者保護信託契約を締結しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならない。

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三条第五項、第百四条第五項、第百七条第六項若しくは第百八条第五項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた

こと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によつて加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この条において「破産手続等開始決定」という。）を受けたもの（以下この節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続等開始決定がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

第五十八条の前に次の節名を付する。

第二節 受益者への支払等

「第四節 短期社債の発行等に関する商法の特例」を削り、第五十九条を次のように改める。

（公告）

第五十九条 受託者は、前条の通知を受けたときは、運営委員会の意見を聴いて次条第一項に規定する補償対象債権の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により公告した後に、破産直近上位機関等について破産法（大正十一年法律第

七十一号) 第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由が生じたときは、同項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 受託者は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならぬ。

4 受託者は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合に、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

「第五節 雑則」を削り、第六十条及び第六十一条を次のように改める。

(受益者への支払)

第六十条 受託者は、加入者の請求に基づいて、当該加入者が振替機関等の誤記載等によつて受けた損害に係る債権(第六項において「誤記載等債権」という。)であつて、破産手続等開始時において現に当該加入者が破産直近上位機関等に対して有する債権(第六項及び次条において「補償対象債権」という。)に相当する金額につき、主務省令で定めるところにより支払を行うものとする。

2 前項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内で行なければ、することができ

ない。ただし、その届出期間内に請求しなかったことにつき、災害その他やむを得ない事情があると受託者が認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により災害その他やむを得ない事情があると受託者が認めるときは、あらかじめ運営委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該政令で定める金額の支払を行うものとする。

5 第一項又は前項の規定により各加入者に支払を行うべき金額の合計額が加入者保護信託の信託財産を超えるときは、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項又は前項の規定により各加入者に支払を行うべき金額の割合に応じて支払を行うものとする。

6 受託者は、第一項又は前二項の規定により支払を行ったときは、その支払を行った金額に応じ、当該支払に係る補償対象債権（当該支払に係る補償対象債権が破産直近上位機関等の保証債務に係る債権である場合にあっては、当該保証債務に係る主たる債務者に対する誤記載等債権）を取得する。

（運営委員会の指図）

第六十一条 受託者は、前条第一項、第四項又は第五項の規定により補償対象債権に係る支払を行うときは、運営委員会に対してその支払の指図を求めなければならない。この場合において、運営委員会は、速やかに、補償対象債権の確認を行い、指図を行わなければならない。

「第四章 その他の短期社債等の振替」を削り、第六十二条を次のように改める。

（振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払）

第六十二条 振替機関等（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭（以下この節において「負担金」という。）を、受託者に対して支払わなければならない。

2 第五十一条第一項本文の規定により加入者保護信託契約を締結した振替機関が当該加入者保護信託契約締結時に加入者保護信託の信託財産として信託した金銭は、負担金とみなす。

第六十二条の前に次の節名を付する。

第三節 負担金

「第五章 雑則」を削り、第六十三条から第六十五条までを次のように改める。

(負担金の額)

第六十三条 負担金の額は、主務省令で定める基準に従い、振替機関の業務規程において定める算定方法により算定される額とする。

2 主務大臣は、負担金が公平に負担され、かつ、加入者保護信託の信託財産が十分に確保されるよう適切な監督を行わなければならない。

(延滞金)

第六十四条 振替機関等は、負担金を振替機関の業務規程の定める支払期限までに支払わない場合には、加入者保護信託の信託財産として受託者に対し、延滞金を支払わなければならない。

2 前項の延滞金の額は、未払の負担金の額に支払期限の翌日からその支払の日までの日数に応じ年十
四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(信託法の準用)

第六十五条 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十九条第二項から第七十三条までの規定は、加入者保護信託について準用する。

第六十五条の前に次の節名を付する。

第四節 雑則

第六十六条を次のように改める。

(権利の帰属)

第六十六条 次に掲げる社債（以下「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において「短期社債」という。）

イ 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

二 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ホ 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 当該社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する社債の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債

第六十六条の前に次の章名及び節名を付する。

第四章 社債の振替

第一節 通則

第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

（社債券の不発行）

第六十七条 振替社債については、社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）を発行することができない。

2 振替社債の社債権者は、当該振替社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第

一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第六十八条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号、振替社債の種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行

された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項（以下この章において「銘柄」という。）

- 三 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。）
- 四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替社債の銘柄ごとの金額
- 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の金額のうち信託財産であるものの金額
- 六 その他政令で定める事項
- 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの金額
 - 三 その他政令で定める事項
- 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

第六十八条の前に次の節名を付する。

第二節 振替口座簿

「第六章 罰則」を削り、第六十九条から第七十三条までを次のように改める。

（新規記載又は記録手続）

第六十九条 特定の銘柄の振替社債について、商法第二百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替社債の発行者は、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込みに係る振替社債の銘柄

二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第八十四条第三項に規定する口座

- 四 加入者ごとの第一号の払込みに係る振替社債の金額
- 五 当該振替社債の総額その他の主務省令で定める事項
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録
 - 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知
- 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替手続)

第七十条 特定の銘柄の振替社債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替社債の銘柄及び金額
- 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)か
別

三 増額の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この条において「振替先口座」とい

う。）

四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでな

い場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定

定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当

該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(抹消手続)

第七十一条 特定の銘柄の振替社債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減額の記載又は記録がされるべき振替社債の銘柄及び金額
- 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する

信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（記載又は記録の変更手続）

第七十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第六十八条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

（振替社債の譲渡）

第七十三条 振替社債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第七十条までにおいて同じ。）の譲渡は、第七十条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における

保有欄（機関口座にあつては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

第七十三条の前に次の節名を付する。

第三節 振替の効果等

第七十四条から第七十八条までを次のように改める。

（振替社債の質入れ）

第七十四条 振替社債の質入れは、第七十条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替社債の信託の對抗要件）

第七十五条 振替社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第六十八条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第七十六条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替社債についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第七十七条 第七十条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替社債についての増額の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替社債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（振替機関の消却義務）

第七十八条 前条の規定による振替社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替社債の総額が当該銘柄の振替社債の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘

柄の振替社債の金額の合計額

二 当該銘柄の振替社債の発行総額（償還済みの額を除く。）

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替社債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替社債について第三項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替社債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

第七十八条の次に次の四条及び二節並びに四章を加える。

(口座管理機関の消却義務)

第七十九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債の金額の合計額

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債の金額

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に規定する顧客口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる金額

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄

の振替社債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨

二 当該免除の意思表示に係る振替社債の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる金額の減額の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる金額の増額の記載又は記録

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の